

令和2年（2020年）9月定例会・一般質問

【ペットとの避難について】・【常滑焼振興の事業について】・【常滑市表彰式について】

◆大川秀徳

1つ目の質問、ペットとの避難について。

東日本大震災では、飼い主とはぐれた自宅に取り残されたペットが放浪する例が多数生じた。また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーのある人を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られました。このため、環境省では飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成25年6月に策定しました。また、このガイドラインの策定後に発生した熊本地震での課題を基に、平成30年4月に「人とペットの災害対策ガイドライン」へと改訂した。

その後、同年9月には「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン」（一般飼い主編）が作成されております。本市でもペットを飼う家庭が増えている中で以下を伺います。

環境省から示された「人とペットの災害対策ガイドライン」について本市はどう考えますか。

2つ目の質問、常滑焼振興の事業について。

地場産業である常滑焼は、本市をプロモーションしていく上で欠かせないものである。本市には常滑焼の振興及び持続的発展を目的とした事業があります。そこで、以下2点を伺います。

1点目、「常滑焼総合販売戦略サポート事業」、「常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例」、「食と器の出会い事業補助金」、それぞれの実績や効果及び今後の展開を伺います。

2点目、小中学校の授業等で常滑焼に触れ合う機会はどれぐらいありますかでしょうか。

3つ目の質問、常滑市表彰式について。

市表彰条例に基づき、各分野で活躍・貢献を頂いた皆様に表彰状または感謝状が贈られる常滑市表彰について以下を伺います。

令和元年の常滑市表彰式に出席した際、被表彰者の活動が分かるような工夫がなく寂しいと感じましたが、どう考えますか。

◎総務部長

大川議員の1番目のご質問、ペットとの避難についてお答えさせていただきます。

まず、本市における犬の登録件数をご紹介しますと、本年8月現在3,825頭が登録されており、ここ最近は何年かではありますが、減少傾向にあります。しかし、近年では猫の飼育数が犬を上回ったという報告もあり、全体としては多くの家庭で犬や猫などのペットを飼養する方が増えており、大規模な災害時には避難所へのペットとの同行避難が予測されているところでございます。

こうしたペットとの同行避難対策を自治体で検討する際の参考となるよう、平成25年6月に環境省が飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定しました。その後、平成28年4月に発生した熊本地震において、多くのペットとの同行避難が実施され、受入れや広域的な支援体制や受援の在り方等の課題が指摘されたため、より適正な対策が講じられるよう「人とペットの災害対

策ガイドライン」として平成30年3月に改訂されたところでございます。

こうした国の動きを受け、愛知県においても愛知県避難所運営マニュアルを改訂し、避難所におけるペットの取扱いについて、屋根のある場所を確保することや施設に余裕がある場合は共に過ごせる場所を確保すること等のペットの受入れに関する事項が追加されました。本市におきましても、地域防災計画にて、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は避難所ペット登録台帳に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知徹底することとしており、避難所運営マニュアルでは室内以外の別の場所で管理することとしております。

それでは、ご質問の本市の考え方でございますが、「人とペットの災害対策ガイドライン」にも記述されているとおり、飼い主が自らの責任のもと災害を乗り越え、ペットを適切に飼養し続けることが大切であると考えており、市として行う対策としては、飼い主による災害時の適正飼養を支援することと考えております。具体的には、平時からペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発を行うことが重要であり、関係課で連携し取り組んでいく必要があると考えております。

◎環境経済部長

大川議員の2番目のご質問、常滑焼振興の事業についてのうち、私からは1点目のご質問、「常滑焼総合販売戦略サポート事業」、「常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例」、「食と器の出逢い事業補助金」、それぞれの実績や効果、今後の展開についてお答えさせていただきます。

常滑焼は1,000年の歴史を持つ本市を代表する産業であることから、本市は多くの人に焼き物のまちとして知られており、シティプロモーションを進めていく上で欠かせない存在となっております。このため、市では常滑焼を振興し、持続的な発展を図るため、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

ご質問いただきました事業のうち、初めに「常滑焼総合販売戦略サポート事業」についてでございますが、この事業は常滑焼の販路拡大を目的に、国内外で開かれる展示会等への出展やプロモーションにかかる費用を支援するもので、過去3年の件数と補助額は、平成29年度が10件で393万2,000円、平成30年度が10件で512万円、令和元年度が14件で476万7,000円でございます。

事業実施の効果としましては、補助した事業を通して常滑焼を国内外でPRできたことで、特に海外においては現地でのろくろ披露や体験、また常滑焼のかめを使ったワークショップ等により、現地の方に常滑市の焼き物のよさを感じていただくことができ、販路拡大につながっているものと考えております。また、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となりましたが、補助事業完了後には事業報告会を実施し、他の事業者に対しても出展の成果をフィードバックしており、事業の参考にしていただいております。

今後の展開としては、本制度が多くの方々に活用していただけるよう関係者とのヒアリングを通じて制度の見直し等を適宜図ってまいりたいと考えております。

次に、「常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例」についてでございますが、この条例は常滑焼の器を用いて古くから親しまれている地酒による乾杯の習慣を広めることにより、常滑焼及び地酒の普及を図ることを目的に、平成25年に議員提案により提出、制定されたものでございます。

この条例の制定に併せて、市もポスターを制作するなどし、PRを図ったことから、一定

の周知はできたものと考えておりますが、現状では市民に浸透しているという状況にまでは至っておりません。このため、今後はこの後にご説明いたします「食と器の出会い事業補助金」の活用と併せて飲食店へのPRを図るなど周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「食と器の出会い事業補助金」についてでございますが、この事業は食と器の力で常滑の魅力を向上させることを目的に、市内の飲食店等が市内産の食器類を購入する際に補助金を交付するもので、活用していただいた店舗についてはグルメマップに掲載するなどし、周知を図っているところです。

過去3年の件数と補助額の実績につきましては、平成29年度が9件で66万7,000円、平成30年度が9件で54万5,000円、令和元年度が7件で35万1,000円で、事業実施の効果としましては、飲食店による市内産の焼き物の購買につながったことはもちろんのこと、飲食店を利用された観光客などに常滑の焼き物の魅力をPRできたと考えております。

しかし、年々活用件数が減ってきておりますので、今後は活用要件の見直しなども含め、事業を有効に利用していただけるよう考えてまいります。

◎教育部長

大川議員の2番目のご質問の2点目、授業等で常滑焼に触れ合う機会についてでございますが、本市では平成29年度に常滑焼が日本六古窯の一つとして日本遺産に認定されたことを契機に、市や常滑焼の将来を担う人材育成の一環として、各学校において常滑焼に触れ合う授業に取り組んでおります。

具体的には、校外学習として、とこなめ陶の森、INAXライブミュージアムややきもの散歩道に行き、常滑焼の歴史や価値、技法など実際に見聞きすることで子供たちの焼き物への理解が深まるような取組を行っております。

また、初心者でも作りやすいお茶碗の作陶体験を行うとともに、給食もしくは家庭科の時間に自分たちで作陶したお茶碗を使って食事をする取組を行っております。この取組は「つくって体験・使って体感」をセットで行うことにより、子供たちが焼き物を身近に感じることができる取組になっております。そのほかにも小中学校の卒業生を対象に、卒業お祝い給食で常滑焼の食器を使って食事を提供する取組を行っております。

本市としましては、子供たちが焼き物に触れることによって、知性と感性を高め、豊かな人間性と創造性を育むことができるよう、今後も引き続き子供たちが常滑焼に触れ合う機会を創出していきたいと考えております。

◎企画部長

大川議員の3番目のご質問、常滑市表彰式についてお答えさせていただきます。

常滑市表彰式は、本市が民主的で健全な発展をするために特に顕著な功労のあった皆様方を表彰するものでございます。

表彰の種類につきましては、自治功労者表彰と一般表彰の2種類がございまして、自治功労者表彰は、市長や議会の議員など地方自治の進展のために大きな役割を果たした方々を表彰するもので、一般表彰は、教育・体育・文化の振興、産業の振興などの分野で貢献された方々、多額の私財を寄附していただいた方々などを表彰するものでございます。

また、各地区区長や青少年の健全育成に尽力された方々などへの感謝状の贈呈がございませう。昨年度におきましては、自治功労者表彰1名、一般表彰27名、2団体の方々を表彰させていただき、37名の方々に感謝状を贈呈させていただきました。

さて、ご質問の被表彰者の活動が分かるような工夫についてでございますが、表彰式におきましては、被表彰者の功績について表彰式の次第に分野ごとに記載するとともに、読み上げさせていただいており、平成22年度からは表彰式において被表彰者の代表として、一、二名の方に壇上で功績に係る活動等についてのスピーチをしていただいているところでございます。

表彰式終了後には、毎年、表彰式の様子につきましてケーブルテレビで放送するとともに、市ホームページ、フェイスブックに掲載し、また被表彰者のお名前を広報とこなめへ掲載しており、被表彰者が全国規模の競技大会において最高賞を受賞された際の受賞作品を正面玄関に展示したことがあるなど、市民の皆様にも広く周知を図っているところでございます。

このように、表彰式及び表彰式後におきまして、被表彰者の活動の紹介に努めているところではございますが、本市の発展にご貢献いただいた被表彰者の功績のすばらしさをより多くの皆様に知っていただくことは重要なことであると考えており、また議員からは工夫がなく寂しいとのご指摘を頂きましたことから、被表彰者の活動をより分かっていただけよう、表彰式などでの紹介の内容や方法について検討してまいりたいと考えております。